

## 〈定期刊行物レビュー〉

# 保 険

### ○暴力団排除条項のフロンティア（清野 憲一）

（MS&AD 基礎研 Review 2011. SEPTEMBER 第 10 号：MS&AD 基礎研究所）

2011 年 10 月から全都道府県で暴力団排除条例が施行されるなど、反社会的勢力に対する対応の一層の強化が求められつつある。本稿は、警察庁で暴力団排除対策に携わる筆者が、業界団体や個別企業において契約書等に暴力団排除条項を導入する場合の留意点について、暴力団排除条項の最新動向とあわせて紹介するものである。

本稿は、まず、排除条項の例を挙げ、特に暴力団との関係を隠して共生する者の立証の困難性を説明し、その認定の参考基準を紹介している。その上で、警察が行い得る暴力団排除のための企業への情報提供の条件を説明し、排除条項で共生者類型を明確に規定する必要性を述べている。また、排除対象となる元暴力団員の範囲の参考として、過去 5 年以内とする業法規定の例を挙げるとともに、有効適切な標準暴力団排除条項の例を紹介している。

本稿は、さらに、証券業界、銀行業界、建設業界、不動産業界および生命保険業界等における暴力団排除条項導入の取組状況を説明している。その上で、警察と連携しつつ暴力団排除条項を運用する場合において、業種に応じた適切な排除対象の設定、顧客からの表明確約書の徴求、業界ベースのデータベースの構築、警察からの情報提供を受けたことの手相手方への開示等のそれぞれに関する留意点等を説明している。

### ○環境・構造変化と生・損保業界の動向（石井 秀樹）

（共済と保険 第 53 巻 第 9 号 2011.9：共済保険研究会）

中長期的には少子化・高齢化・人口減少の進行による保険市場の縮小、短期的には経済成長の不透明さ、東日本大震災の経済的影響、今後の自然災害リスクへの対応等保険業界を取り巻く環境変化を踏まえて、本稿では損保・生保両業界の動向を解説している。ここでは、その中で、損保業界に絞って説明する。

損保業界は主力の自動車保険の低迷・東日本大震災の影響から当期利益の減少等厳しい収益状況にあり、今後の収益確保に向けて、タカフル事業への参入、海外の生保会社への出資・買収による生保市場への参入、外国大手保険会社との提携による欧州・中南米などの保険市場への進出等海外戦略を活発化させているとしている。

一方、国内市場においては相対的に成長分野である生保の販売に力点を置いており、各持株会社のもとに複数併存している生保子会社を一本化し生保部門の強化を急いでいる。また、銀行窓販については、生保に比べて対応が遅れており、損保として銀行チャネルをいかに活用するかが業績アップの鍵となる。また、相対的な 70 歳以上人口の増加・核家族化の進行・単身世帯数の増加傾向により、生保分野では、生存保障型商品が主流となってきた中で、がん・医療関係商品が現在、損保系生保の

業績を牽引しているが、今後期待されるのは介護関係商品であり、具体的なサービスも含めた商品の多様化が期待されるとしている。

高まる市場競争の中で販売現場では生・損保のクロスセリングが拡大しているが、損保代理店において損保販売の収益が減少する中で、今後の収益確保の柱として生保販売に積極的な取組がなされてきている。損保専属代理店による子生保会社商品以外の生保商品販売の拡大等も生じている。

さらに、インターネット、モバイル、スマートフォンなど IT や新たな情報機器を活用したコンサル不要なニーズ顕在型商品を低価格で提供する方向性も強まってきているとしている。

最後に、特定チャネル専用型商品の開発、特定保険会社の設立、マーケットを有する異業種との提携による保険販売が進められていくものと思われると結んでいる。

### ○東日本大震災を教訓とした地震損害担保のあり方 — 主な地震国の保険制度と公的関与の現状 — (渡部 英洋)

(共済総合研究 第 63 号 2011.9 : 農協共済総合研究所)

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災における損害保険・共済全体の支払見込総額は約 2.4 兆円であり、1980 年以降に世界で発生した自然災害の中では 2 番目の規模だという。しかし筆者は他国に比べ日本の自然災害では保険・共済金による補てん割合が著しく低いと指摘し、その一因は保険共済の補償内容や制度設計・公的関与面にもあるとみて、地震担保のあり方について考察している。

諸外国の地震担保制度を比較すると、わが国の地震保険のような火災保険等への付帯を選択できる方式、または地震のみ単独補償方式では保険料率は細分化されているのに対し、地震担保を火災保険等に自動付帯する方式では保険料率が基本一律であり、かつ何らかの公的担保を受けていると筆者は分析する。筆者は、JA の建物更正共済のように自動付帯方式を取りながら公的担保のない保険制度は世界的にも稀であるとした上で、建物更正共済が政府再保険などの公的担保を受けられるようにすることが重要だと主張している。

## 銀 行

### ○米国預金金利規制改革の資金仲介機能への影響 (神山 哲也)

(野村資本市場クォーターリー 2011 夏号 : 野村資本市場研究所)

2011 年 7 月、米国では金融規制改革法に基づき、要求払い預金に金利を付与することを禁じるレギュレーション Q が撤廃された。この措置により、金融機関は企業の決済性預金にも金利を付与することが可能になる。

筆者は、まずレギュレーション Q の起源は、1930 年前後の大恐慌を受けて制定さ

れたグラス・スティーガル法であり、この目的は銀行経営の安定性を阻害する預金金利の過当競争を防止し、景気回復に向けて資金を投資に向かわせることにあったとしている。続いて、その後レギュレーション Q は大恐慌の遺物として長年、規制緩和の候補とされてきたことを説明し、今般のレギュレーション Q の撤廃は、必ずしも、金融規制改革法の主目的である金融危機を踏まえたシステムック・リスクの再発防止や金融システムの頑健性向上とは関係ないとの見方を述べている。

筆者は、レギュレーション Q の撤廃の影響について、大きく 2 つのルートを取り上げて自身の見解を述べている。第一に、MMF（マネー・マーケット・ファンド。公社債を中心に投資する投資信託の一種）を経由した影響として、企業の決済性預金に金利が付与されることによって、MMF 資金の一部が預金にシフトする可能性があり、MMF の減少が企業の資金調達に悪影響を及ぼす可能性があることを挙げている。第二に、銀行融資を経由した影響として、銀行の預金獲得に向けた過当競争が生じた場合、銀行の資金調達コストが上昇し、融資の減少につながる可能性があることを挙げている。

さらに、レギュレーション Q の撤廃は、このような企業の資金調達への影響だけにとどまらず、例えば銀行の金利競争が中小銀行の経営に甚大な影響を及ぼす可能性がある等、金融システム全体のストレス要因にもなり得るとの見方を示している。

## ○東日本大震災への全銀協の対応（諸江 博明）

（金融 2011.8：全国銀行協会）

全国銀行協会では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災発生当初から、関係当局・被災地の金融機関等と連携し、被災地域における金融機能の維持や、被災者への生活支援等のために、様々な取組みを行っている。

本稿は、全国銀行協会企画部次長である筆者が、震災発生から 5 ヶ月余り経過した時点における全銀協の対応を、関係当局からの要請への対応、被災した預金者等に係る対応、被災者向けの広報活動、震災に係る全銀協要望および「個人債務者向けの私的整理に関するガイドライン」の策定に係る取組みの 5 項目に分けて紹介したものである。

例えば、被災した預金者等に係る全銀協の対応では、被災者の取引金融機関以外での預金の払出しスキームの創設、死亡者および行方不明者名義の預金の親族等による払戻し対応、被災者や行方不明者の預金している金融機関が不明である場合の口座照会制度の創設、義援金の振込みに係る対応等が、取扱フロー図等を交えて紹介されている。また、残りの 4 項目についても具体例や図表等を多用した、分かり易い説明となっている。

# 証 券

## ○ソーシャルメディアと米国リテール証券ビジネス（大木 剛）

（国際金融 1229号 2011.10.1：外国為替貿易研究会）

本稿は、近年急速に広まっているフェースブックやツイッター等のソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）を中心としたソーシャルメディアの米国リテール証券ビジネスにおける活用を紹介したものである。

筆者は、リテール証券ビジネスでソーシャルメディアを活用するにあたっては、誤認防止・誇大広告の禁止等への対応や投資家保護等のためにコンプライアンス管理体制を構築することが重要であると述べたうえで、米国証券業界の自主規制ルールや証券会社・証券アドバイザー等による活用事例・コンプライアンス管理への対応方法を紹介している。

また、日本証券業協会における SNS を利用した広告への規制検討状況、日米におけるソーシャルメディア普及状況やリテール証券ビジネスの営業方法の違い等を紹介している。そして、日本のリテール証券ビジネスにおいてソーシャルメディアの活用は顧客接点や会社情報発信の強化等への有効な手段となり得る、活用にあたっては自主規制ルールの策定や情報発信のあり方等を整理することが重要である、と述べている。

## ○国際的な金融規制改革と証券会社（河野 正道）

（週刊金融財政事情 2011.8.15：金融財政事情研究会）

金融危機後の国際的な金融規制改革論議においては、金融機関を銀行・証券・保険などの業態によって区別するのではなく、金融システム全体に悪影響を及ぼす可能性が高いところに必要な規制を行うというスタンスをとっている。例えば、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）といった各分野別の監督者の国際機関とは別に、各国の金融規制当局の責任者で構成される金融安定理事会（FSB）が 2009 年に創設され、ここからバーゼル委員会などの各分野別の国際基準設定主体に仕事を発注するという形がとられている。

本稿では、金融庁金融国際政策審議官で IOSCO の専門委員会議長を務める筆者が、こうした全体的な金融規制改革においては銀行のみならず証券グループもグローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）として位置づけられる可能性があること、G-SIFIs 等を巡る論議における日本の主張、今後の規制の方向性、論議の焦点となるテーマと証券会社への影響、国際的な規制論議における証券業界に対する要望等を解説している。